

# 愛媛県自動車整備振興会今治支部青年部規約

## 第1条（名称）

本会（以下、会と称す）は愛媛県自動車整備振興会今治支部、青年部と称す

## 第2条（目的）

会は、支部の行う事業に積極的に協力しつつ、会員相互の親睦を深めながら 各種講習会 研修会を通じ新しい技術を取得し、各会員事業が安定した事業の推進を図るとともに 将来に期持の持てる自動車社会の繁栄に寄与することが第一の目的とする。

## 第3条（活動）

会は、前条の目的を達成する為に以下の活動を行う。

- (1) 整備業の新技术向上及び経営の合理化に関する調査・研修に関する活動
- (2) 整備業及び販売業に関する情報・知識の収集交換に関する活動
- (3) 会員相互の親睦に関する活動
- (4) その他、ボランティア活動及び会の目的達成に必要な活動

## 第4条（会員構成）

会員は、今治支部に事業所を置く愛媛県自動車整備振興会会員か後継者若しくは 事業所が推薦する事業責任者で、かつ20歳以上の青年で構成する。

## 第5条（入会）

前条の資格を有し、入会希望者は役員会の承認を得るものとする。

## 第6条（退会）

以下の場合退会とする。

- (1) 第4条の資格を失った者（振興会を退会した者）
- (2) 退会届を部長に提出し、役員会で承認された者
- (3) 会の名誉を著しく傷つけた場合、又不適格と認められ総会において除名された者
- (4) 原則として青年部総会までに会費未納の方は退会した者とみる。

#### 第7条（役員・部長・理事・班長）

各ブロックの会員から互選で1名班長を選出する。

部長・副部長・監事・会計は、班長が推薦し会員の承認を得る。

部長の年齢は、概ね45歳以下とする。

部長が理事を選任する。

役員、総会において部長を選任し会員に報告し承認を得る。

部長が理事を選任する。

役員の任期は2年とし再任は妨げないものとする。

会に次の役員を置く。

振興会支部長1名・部長1名・副部長2名・監事2名・会計1名・理事若干名

#### 第8条（会費）

会費は、青年部総会までに翌年分を徴収する。又徴収した会費は返還しない。

又、特別会費が、運営上特に必要と認められた場合は役員会の決議により臨時会費を徴収できるものとする。

会費は入会金6,000円＋年会費6,000円とするが、役員会で決定し変動するものとする。

会の運営は会費、寄附金、その他の収入を以て行う。

#### 第9条（会計）

会計は会費、寄附金、その他の収入金により経理するものとする。

会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### 第10条（慶弔規定）

慶弔関係につき下記の規定に定める。

慶事 本人結婚 祝電他(10,000)

弔事 1親等(10,000)

その他役員と相談の上決定する。

#### 第11条（清算）

解散したときは、振興会今治支部長及び部長が清算人となる。

清算人は会を代表し、清算に必要となる一切の行為をなす権限を有す。

## 第12条（顧問及び相談役）

青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は、役員会の同意を得て、部長が委嘱する。

## 第13条（総会）

1. 総会の議事は、部員の半数以上が出席し、その議決は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは部長の決するところによる。
2. 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。
3. 総会においては、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算の決定
  - (2) 事業報告及び収支決算の承認
  - (3) 役員を選出
  - (4) 規約の改廃
  - (5) その他役員会において必要と認める事項

## 第14条（役員職務）

部長は、本青年部を代表し、業務を執行する。

副部長は、青年部長を補佐し、青年部長に事故又は欠員があるときはその職務を代行する。

理事は、青年部の運営及び業務の執行にあたる。

会計は、青年部の会計業務の執行にあたる。

監事は、いつでも会計の帳簿及び書類を閲覧若しくは謄写し役員に対し報告を求めることができる。

## 第15条（補則）

この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り、決定する。

### 附則

この規約は、平成22年5月1日より実施する。

この規約の一部改正(第2.4.6.7.8.10.11条)及び第12条、第13条、第14条、第15条追加は、令和2年7月18日より施行する。